

H23 年度決算にかかる財務諸表の公表

■ 新地方公会計制度に基づく財務 4 表整備の概要

新地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」を特徴とした従来の地方公共団体の会計制度に対して、「発生主義・複式簿記」などの企業会計手法を導入しようとする取り組みです。

これにより、地方公共団体が所有する資産・負債などのストック情報や、減価償却費・引当金などのコスト情報を把握することで、実態に即した財政状況を明らかにするものです。

■ 紋別市における導入

平成 18 年 8 月、総務省より示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、地方公共団体においても、原則、国の作成基準に準じた財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備が求められました。

そのため、紋別市においても、従来からの歳入歳出決算の状況に、資産や債務の情報を加えた財政状況を公表することで、透明性の確保と効率的・効果的な行政経営を目的に、財務 4 表を作成しました。

作成に当たっては、平成 19 年 10 月に総務省が公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」に基づく「総務省方式改定モデル」を採用しています。

また、財務書類に関しては「関連団体等も含む連結ベース」での作成も求められており、本市では普通会計に特別会計（国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療など）や、企業会計（水道事業など）、さらには本市が構成団体となっている一部事務組合（広域紋別病院企業団、北海道市町村備荒資金組合など）を含めた連結財務書類を作成したところです。

■ 概 要

1. 作成諸表

作成した財務書類は、1) 貸借対照表、2) 行政コスト計算書、3) 純資産変動計算書、4) 資金収支計算書の 4 表です。

2. 対象会計範囲

- (1) 普通会計対象範囲
- (2) 連結対象範囲

財務諸表は、普通会計と連結会計を作成しています。

普通会計のほか、国民健康保険や下水道事業などの公営企業会計等、本市と連携協力して行政サービスを実施している一部事務組合や第 3 セクターを 1 つの行政サービスの実施主体とみなして作成していません。連結対象としている会計は次のとおりです。

連 結 対 象 一 覧

普 通 会 計	一 般 会 計	
	連 結 会 計	
公 営 企 業 会 計 等	水 道 事 業 会 計	
	下 水 道 事 業 会 計	
	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	
	港 湾 埋 立 事 業 特 別 会 計	
	交 通 災 害 共 済 事 業 特 別 会 計	
一 部 事 務 組 合	紋 別 地 区 消 防 組 合 (紋 別 分)	
	広 域 紋 別 病 院 企 業 団	
	北 海 道 市 町 村 備 荒 資 金 組 合	
	北 海 道 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合	
第 3 セ ク タ ー 等	株 式 会 社 紋 別 振 興 公 社	
	オ ホ ー ツ ク ・ ガ リ ン コ タ ワ ー 株 式 会 社	
	株 式 会 社 ニ ュ ー シ テ ィ 開 発 公 社	
	オ ホ ー ツ ク 紋 別 空 港 ビ ル 株 式 会 社	

※参照したい部分の「」をクリックして下さい

3. 基 準 日

作成基準日は平成 24 年 3 月 31 日です。

なお、出納整理期間（平成 24 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における入出金については、基準日までに終了したものとして処理しています。

4. 作成に用いる基礎データ

- ・総務省方式改訂モデルでは、「地方財政状況調査（決算統計）」のデータを基礎数値として使用します。
- ・決算統計の他にも、各特別会計の「歳入歳出決算書」や「地方自治体健全化判断比率に関する算定様式」における数値も使用しています。
- ・第三セクターにおいては、個々の会計基準で決算書を作成しているため、それらを組替えて連結します。
- ・一部事務組合については、普通会計の作成要領に準じて、決算統計データを基に作成した上で、構成団体における負担金の比率按分により連結しております。

5. 用語解説

▼ 貸借対照表（BS）

市民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務諸表であり、表内の資産合計額（表左側）と負債・純資産合計額（表右側）が一致し、左右がバランスしていることからバランスシート（BS）とも呼ばれています。

資産の部には、①自治体が住民サービスを提供するために使用すると見込まれる資産（使う資産：インフラ資産や施設などの有形固定資産）と、②将来、自治体に資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産：売却可能資産や市税などの未収金など）があります。

負債の部には、将来、支払義務の履行により自治体から資金流出をもたらすもので、地方債や退職手当引当金などがあります。

純資産の部は、資産と負債の差額で、国・道補助金や一般財源があります。

▼ 行政コスト計算書（PL）

1年間（4月1日から翌年3月31日まで）の行政活動のうち、福祉給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた収入金等の財源を対比させた財務諸表です。

▼ 純資産変動計算書（NWM）

貸借対照表内の「純資産の部」に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表している財務諸表です。

▼ 資金収支計算書（CS）

歳計現金（資金）の出入りの情報を、性質の異なる3つの区分（「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」）に分けて表示した財務諸表です。

「経常的収支の部」には、人件費や物件費などの支出と税収や手数料などの経常的な行政活動による資金収支の状況が表示されます。「公共資産整備の部」には、公共資産整備による支出とその財源（地方債、補助金等）による資金収支の状況が表示されます。「投資・財務的収支の部」には、出資、基金積立、借金の返済などの支出とその財源による資金収支の状況が表示されます。

6. 今後の課題

公会計の整備にあたっては、「資産台帳の整備」と「資産の適切な評価」が求められています。これは、公会計制度改革が「資産・債務改革」を目指していることに加え、これまで必ずしも十分とは言えなかった台帳の整備や資産の評価を行うことによって得られる効果が非常に大きいと考えられているからです。

紋別市の財務諸表に計上している資産の数値は、公正価値で評価する基準モデルではなく、決算統計を利用した総務省方式改訂モデルであるため、簡易的に資産価値を評価したものです。

そのため、今後、土地・建物といった資産の段階的な台帳整備を進めることにより、精度を向上させていく必要があります。(今回公表している財務諸表のうち、普通会計のみ資産台帳を整備し、公正価値で評価しています)

また、経年比較や施設別・事業別コスト計算といった多様な分析手法を取り入れ、これまでの財務指標を補完する資料として、その有効性を高めていく必要があります。